

「(仮称) 久慈山形風力発電事業」計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、H S E 株式会社が岩手県久慈市において、単機出力が 4,200～5,000 k W 程度、高さが 146～187m 程度の風力発電機を最大 25 基（合計出力 125,000 k W）設置するものである。

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺には、「森林法」に基づき指定された水源かん養保安林や「県立自然公園条例」に基づき指定された久慈平庭県立自然公園のほか、岩手県環境保全指針で定める保全区分 B の地域など重要な自然環境のまとまりの場が存在し、その全域で「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少種に指定されているイヌワシの生息が確認されるなど、環境保全上、重要な地域である。

このため、今後の方法書以降の手續においては、以下の措置を適切に講じるとともに、その検討経緯及び内容を各図書に記載すること。

1 総括的事項

- (1) 本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施区域を絞り込み、風力発電機及び附帯設備（以下「風力発電機等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「位置等」という。）を適切に決定すること。
- (2) 風力発電機等の位置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにすること。
- (3) 想定区域の一部には、森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。保安林は、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、風力発電所等の位置等の検討に当たっては、保安林を除外すること。
- (4) 想定区域周辺には、他事業者が計画している風力発電事業が複数存在し、将来的に累積的な環境影響が懸念されることから、当該事業者から環境影響に関する情報を入手するとともに、情報が不足する場合は自ら調査し、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を実施すること。
また、他事業者から累積的な影響の予測・評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、積極的に情報を提供し、地域全体の環境影響の低減を図ること。
- (5) 環境影響の調査、予測及び評価に当たっては、各種ガイドラインのほか、専門家等からの助言その他の最新の知見に基づき、できる限り定量的な手法を用いること。
- (6) 想定区域及び周辺の関係者や住民のみならず、より広い範囲の住民に対し事業内容の十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。

- (7) 上記のほか、2により、本事業による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直し、基数の削減や単機出力の縮小を含む風力発電機等の位置等の再検討など事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音

想定区域及びその周辺には、住居や畜産施設、その他の環境保全の配慮が必要な施設が存在している。また、想定区域周辺には、特に静穏性が求められる場として、里山文化の体験施設等が存在していることから、騒音及び超低周波音による生活環境への影響が懸念される。

このため、静穏な地域に設置される風力発電施設から発生する騒音の特性も踏まえ、工事の実施及び施設の稼働により発生する騒音及び低周波音が住宅等に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(2) 水環境

想定区域には、荷軽部水源や水源かん養保安林、あゆ、やまめ、さくらますなどを対象とした内水面漁業権が設定されている久慈川が存在していることから、土砂及び濁水の流出によるこれら水環境への影響が懸念される。

このため、工事の実施により発生する土砂及び濁水の流出が水環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、井戸、湧水及び河川との距離を十分に確保するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(3) 地形及び地質

想定区域の一部には、軽石質火山砕屑物が分布していることから、地盤の特性によっては、土砂及び濁水の流出による周辺環境への影響や豪雨時等における斜面崩壊の誘発が懸念される。

このため、地形改変が地質環境に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、工事により土地の安定性を低下させるリスクが高い箇所を回避するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(4) 風車の影

想定区域及びその周辺には、住居や畜産施設、その他の環境保全の配慮が必要な施設が存在していることから、風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、施設の稼働により発生する風車の影が住居等に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、住居等との距離を十分に確保するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(5) 動物

想定区域及びその周辺では、岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、ガン類及びハクチョウ類の渡りのルートとなっている可能性があることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による重大な影響が懸念される。また、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類の生息が確認されており、生息環境の変化によるこれらの動物への影響も懸念される。

このため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、動物の重要な生息場所の喪失、移動経路の分断を回避するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(6) 植物及び生態系

想定区域及びその周辺では、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物の生育が確認されている。また、想定区域には、植生自然度が高いとされたハンノキ群落（Ⅳ）や保安林が存在し、生育環境の変化によるこれらの植物や生態系への影響が懸念される。

このため、工事の実施や地形改変が植物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、植物の重要な生育場所の喪失や個体群の分断を回避するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(7) 景観

想定区域は岩手県景観計画による一般地域の自然景観地区及び農山漁村景観地区に指定されている。また、想定区域周辺には、シラカバ林やレンゲツツジの群落で知られる久慈平庭県立自然公園が存在し、重要な景観資源となっているほか、「富士見平」等の主要な眺望点や平庭高原スキー場や平庭山荘等の観光施設等が存在することから、本事業の実施によるこれら主要な眺望点からの眺望景観に対する影響が懸念される。また、学校、福祉施設、住居等からの身近な自然景観への影響にも配慮が必要である。

このため、施設の存在が景観に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望点や観光施設等からの眺望景観の改変を回避するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

なお、本配慮書では、関係地方公共団体として久慈市及び九戸村を位置づけているが、葛巻町、岩泉町及び洋野町について、環境影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価法第6条第1項の環境影響を受ける範囲と認められる地域に追加すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域周辺には、里山文化の体験施設であるバッテリー村、久慈市の天然記念物に指定されている奇岩「続石」を祀る続石神社、平庭高原キャンプ場等

の人と自然との触れ合い活動の場が存在するほか、平庭山荘等の観光施設もあることから、本事業の実施による人と自然との豊かな触れ合い活動への影響が懸念される。

このため、工事の実施、施設の存在及び稼働により発生する騒音や風車の影、眺望景観の変化がこれらの人と自然との触れ合い活動の場に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、これらの場からの距離を十分に確保するとともに、眺望景観の改変を回避するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

(9) その他

想定区域及びその周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された土砂災害警戒特別区域及び土砂災害警戒区域のほか、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等が存在し、近年、気候変動の影響による突発的な豪雨が多発する中で、土砂災害の発生が懸念される。

このため、工事の実施及び地形改変が県土の保全に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される箇所の改変を回避するよう、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。

3 関係地方公共団体の長からの意見

関係地方公共団体の長から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。